

## 施行基準（案）

1. 協会名にて発行する歩掛とする。
2. 改定は、1年1回以上これを行う。
3. 協会発行の証明として、以下の手順に従う。
  - 1) 作成は協会員が行う。
  - 2) 作成した歩掛をデータ形式で事務局へ送信する。
  - 3) 事務局はそれぞれ固有の番号を付け、会長印を押印する。
  - 4) 事務局はPDFファイルに変換し、協会員へ返信する。
  - 5) 協会員はこれを印刷し、発注者（依頼者）へ手渡す。
  - 6) 事務局はホームページの会員専用コーナーに直ちに開示する。